

～ 平成27年7月1日より義務化されました!! ～

足場の組立て等特別教育

(経験者限定の時間短縮3時間コース)

主催 一般社団法人名古屋南労働基準協会

労働安全衛生規則の一部改正に伴い、平成27年7月1日より足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務に従事するためには「足場の組立て等の業務に係る特別教育(6時間)」を受けることが義務付けられました。

但し、経過措置として「平成27年7月1日時点で、現に足場の組立て、解体または変更の作業に係る業務に就いている方」につきましては、特例の時間短縮措置(3時間)が認められており、本講習は当該経験者を対象とした講習です(受講には事業主証明が必要です)。

なお、平成27年7月1日以降初めて当該業務に就く方は、本講習ではなく通常の6時間コースを受講する必要がありますのでご注意ください。

【根拠法令等】

- ・労働安全衛生法 第59条第3項
- ・労働安全衛生規則 第36条
- ・平成27年3月31日付け基発0331第10号



日 時	①平成29年4月14日(金) 13:30～16:50 ②平成29年5月19日(金) 13:30～16:50
会 場	名古屋市工業研究所 管理棟3階第1会議室 名古屋市熱田区六番三丁目4番41号
受 講 料	会 員 5,500円 非会員 7,000円 (テキスト・資料代・消費税を含む)
定 員	50名
対 象 者	平成27年7月1日時点で、現に足場の組立て、解体または変更の作業に係る業務に就いている方(事業主証明必要)
申込方法	別紙申込書に記入の上、一般社団法人名古屋南労働基準協会事務局までお申込み下さい。 ※FAXまたは郵送、ホームページ(名古屋南労働基準協会で検索)からの申込みも可能。 ※ <u>事業主証明</u> につきましては、講習会当日までに原本を郵送又はご持参願います。
申 込 先 (お問合せ先)	一般社団法人名古屋南労働基準協会 TEL(052)-651-9246・FAX(052)-651-1411 〒455-0014 名古屋市港区港楽1-2-2 地下鉄「港区役所」1番出口より東進徒歩5分
お支払方法	講習開始7営業日前までに現金または銀行振込にてお支払い下さい。
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p><振込先> 三菱東京UFJ銀行 名古屋港支店 ※振込み手数料はご負担下さい。 普通預金 0530993 (一社)名古屋南労働基準協会</p></div>
そ の 他	<u>講習初日の6営業日前以降は、講習日の変更や受講料の返金は一切受付できません。</u> 講習会は直前でも受付できる場合があります。まずはお電話にてお問合せ下さい。

足場の組立て等作業特別教育(3時間) 申込書

受講日	平成 年 月 日	※受付番号		※受付日	
フリガナ		生年月日	昭・平	年 月 日生	
氏名					
フリガナ		生年月日	昭・平	年 月 日生	
氏名					
フリガナ		生年月日	昭・平	年 月 日生	
氏名					
フリガナ		生年月日	昭・平	年 月 日生	
氏名					
フリガナ		生年月日	昭・平	年 月 日生	
氏名					

事業主 証 明	<p style="text-align: center;">上記申込者は、平成27年7月1日より前に足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務に従事していたことを証明します。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">郵便番号 〒 住 所 事業場名 代表者名</p> <p style="text-align: right;">印</p>				
TEL			FAX		
担当者	(所属) (氏名)	受講料納入方法		<input type="checkbox"/> 現金(前納)	<input type="checkbox"/> 振込み
備 考					

●この受講申込書の個人情報は講習会の受講資料として使用し受講者の同意なく目的外に利用することはありません。

一般社団法人名古屋南労働基準協会長 殿